

## 子育て環境の充実に関する特別委員会 議事次第

令和6年12月17日(火)  
午後1時30分～  
於：第2委員会室

### 1 開 会

### 2 所管事項の調査

「産前産後ケアの充実による子育てしやすい環境づくりについて」

参考人：一般社団法人ドゥーラ協会 理事

同協会 認定産後ドゥーラ

梁川 妙子 氏

### 3 閉会中の継続審査及び調査

### 4 今後の委員会運営

#### ○ 管外調査

日 程：令和7年1月29日(水)～30日(木)

### 5 その他

### 6 閉 会

子育て環境の充実に関する特別委員会 出席要求理事者名簿  
(令和6年12月府議会定例会)

【総合政策環境部】	
総合政策室企画参事	三 嶋 孝 佳

【健康福祉部】	
健康福祉部副部長(子育て・福祉担当)兼 こども・子育て総合支援室長	東 江 赳 欣
こども・子育て総合支援室企画参事	西 田 一 慶
こども・子育て総合支援室参事	河 本 倫 子
家庭・青少年支援課長	能 勢 文 音

( 計 5 名 )

# 妊産婦への支援について

健康福祉部こども・子育て総合支援室

# 産前・産後に受けられる支援について

産前・産後の母子とその家庭をサポートする事業として、主なものは以下の3種類市町村（こども家庭センター）が住民のニーズに応じて実施している。

## 産後ケア事業（母子保健法） 全ての市町村で実施

- ◇対象者 産後ケアを必要とするもの（退院直後～産後1年）
- ◇内容 心身のケア、授乳指導など育児のサポート
- ◇方法 施設での短期宿泊、施設への来所、自宅への訪問
- ◇実施者 助産師・保健師・看護師など（事業内容に応じて）

## 産前・産後サポート事業（母子保健法） 16市町村で実施

- ◇対象者 身近に相談者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦
- ◇内容 悩み相談対応やサポート、心身の不調に対する相談支援
- ◇方法 施設への来所、自宅への訪問
- ◇実施者 保健師・助産師・看護師、子育て経験者・シニア世代の者など

## 子育て世帯訪問支援事業（児童福祉法） 13市町村で実施

- ◇対象者 家事・子育てに不安・負担を抱えた家庭、妊産婦・ヤングケアラーのいる家庭
- ◇内容 自宅への訪問
- ◇方法 家事支援、子育て等に関する不安などの傾聴、地域の子育て支援施策などの情報提供
- ◇実施者 市町村が適当と認める研修を修了した者  
（保健師・助産師・看護師、保育士、子育て経験者、ヘルパーなど）

# 産後ケアについて

## <産後ケアで出来ること(イメージ)>

### 事業目的

○ 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

### 実施主体等

○ 市区町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能)



### 事業概要

#### ○ 事業内容

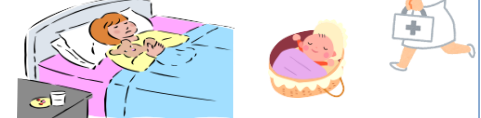
助産師、保健師又は看護師等が、出産後1年以内の女子・乳児への保健指導、授乳指導、療養に伴う世話、心理的ケアやカウンセリング、育児に関する指導や育児サポート等を実施。

#### ○ 実施方法・実施場所等

①短期入所型(ショートステイ型)・・・産後ケアセンター(医療機関や助産所の空きベッド又は厚生労働省令で定める施設)に数日間入所し、心身のケア等を実施



医療機関  
助産所



②通所型(デイサービス型)・・・産後ケアセンター等において、日中、来所した利用者を実施



厚生労働省令  
で定める施設

(個別ケア)

・育児相談  
・カウンセリング 等



(集団ケア)

・母親同士の交流  
・育児サポート教室 等



③居宅訪問型(アウトリーチ型)・・・利用者の自宅において、助産師等が訪問し実施



助産師が訪問



自宅

・乳房マッサージ  
・授乳指導 等



※①～③のうち一部の実施も可能

# 産前・産後サポート事業について

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 産前・産後サポート事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

成育局 母子保健課

### 事業の目的

令和7年度概算要求額 8.2億円（11.3億円）【平成26年度創設】

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

### 事業の概要

#### ◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

#### ◆ 内 容

- (1) 利用者の悩み相談対応やサポート
- (2) 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- (3) 妊産婦等をサポートする者の募集
- (4) 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- (5) 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- (6) 多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援）（R2～）
- (7) 妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- (8) 出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

#### ◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

#### ◆ 実施担当者

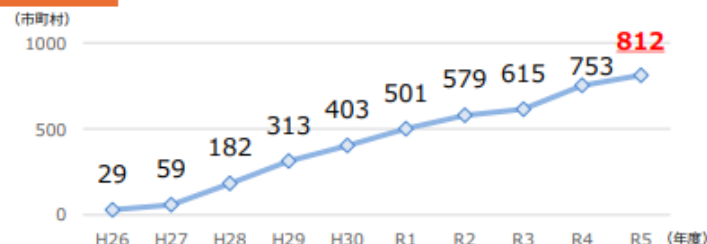
- ① 助産師、保健師又は看護師
- ② 子育て経験者、シニア世代の者等

※ 事業内容（2）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

### 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価：月額170,900円～2,781,600円（人口により異なる）  
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

### 事業実績



# 子育て世帯訪問支援事業について

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度概算要求額 2,431億円の内数+事項要求 (2,074億円の内数)

### 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

### 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）  
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



### 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助単価】 ○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり 1,500円

1件当たり 930円

○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円

○研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,200円、1件当たり740円

※③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり 900円、1件当たり560円

# 京都府における取組について

京都府は、人材育成などを行うことで、市町村（こども家庭センター）の取組を支援している。

## 産後ケア事業

### ◇産後ケア事業の受け皿整備（R3）

ホテル・旅館を、産後ケア事業の実施場所として活用する取組 ⇒ 12箇所を整備

### ◇産後ケア従事者資質向上研修（H30～）

京都府助産師会と連携し、産後ケアに従事している保健師・助産師を対象に実施

## 産前・産後サポート事業、子育て世帯訪問支援事業

### ◇産前・産後ケア専門員、産前・産後訪問支援員の養成（H26～）

名 称	養成人数（累計）	役 割
産前・産後 ケア専門員	258人	・市町村の産前・産後サポート事業において、妊産婦の支援ニーズを把握し個別のケアプランを作成。必要な地域の支援が受けられるよう関係機関へつなぐ
産前・産後 訪問支援員	468人	・市町村の事業において、育児支援や家事支援、外出同行支援等を行う。 ・妊産婦がかかえる子育ての不安感や負担感を受け止め、市町村の母子保健担当者等へ報告し、支援方法等の見直しにつなげる。

### ◇産前・産後訪問支援員のフォローアップ研修（R1～）

地域課題に対応した研修を行い、資質向上と、地域でのさらなる活動を促す。



(案)

令和6年 月 日

京都府議会議長 石 田 宗 久 殿

子育て環境の充実に関する特別委員長 古 林 良 崇

### 閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1 件 名

出会い、結婚、妊娠、出産、保育・教育及び就労に至るまでの子育て環境の充実のための施策（貧困対策、ひとり親家庭対策、ひきこもり対策、児童虐待対策及びいじめ対策を含む。）について

#### 2 理 由

審査及び調査が終了しないため